第十二条第一項の表第九十二条第一項の項を次のように改める。

第九十二条第一項	保険料その他この法律掛金その他なお効力を有する改正前国共済法の規定による保険給付	改正前国共済法による職域加算額支払期月	支給期月支払う	支給する第三十六条第三項本文	なお効力を有する改正前国共済法第七十三条第四項本文

第十八条第一項の表改正後厚生年金保険法第九十二条第一項の項を次のように改める。

改正後厚生年金保険法第九十二条第一項	保険料その他この法律掛金その他なお効力を有する改正前国共済法の規定による保険給付を	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付を支払期月	支給期月支払う	支給する保険給付の	同項に規定する給付の第三十六条第三項本文	なお効力を有する改正前国共済法第七十三条第四項本文

（平成二十七年国共済経過措置政令の一部改正に伴う経過措置）

第二十条　施行日前に平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額を受ける権利（当該権利に基づき支払期月ごとに同項に規定する改正前国共済法による職域加算額の支給を受ける権利を含む。）が生じた場合におけるこれらの権利の消滅時効の期間については、前条の規定による改正後の平成二十七年国共済経過措置政令第十二条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十六条第十一項の規定により適用するものとされた新厚生年金保険法第九十二条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

２　施行日前に平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付を受ける権利（当該権利に基づき支払期月ごとに同項に規定する給付の支給を受ける権利を含む。）が生じた場合におけるこれらの権利の消滅時効の期間については、前条の規定による改正後の平成二十七年国共済経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた新厚生年金保険法第九十二条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第六章　文部科学省関係

（著作権法施行令の一部改正）

第二十一条　著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第二十九条中「第四百二十三条」を「第四百二十三条第一項又は第四百二十三条の七」に改める。

（東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律第二条の理由を定める政令の一部改正）

第二十二条　東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律第二条の理由を定める政令（平成二十五年政令第百七十二号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律」を「東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の完成猶予の特例に関する法律」に改める。

第七章　農林水産省関係

（漁業登録令の一部改正）

第二十三条　漁業登録令（昭和二十六年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「第四百二十三条（債権者代位権）」を「第四百二十三条第一項（債権者代位権の要件）又は第四百二十三条の七（登記又は登録の請求権を保全するための債権者代位権）」に改める。

（農水産業協同組合貯金保険法施行令の一部改正）

第二十四条　農水産業協同組合貯金保険法施行令（昭和四十八年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第三十八条中「第百十四条第三項」を「第百十四条第四項第一号」に改める。

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令の一部改正）

第二十五条　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条第一項の表第百十四条第二項の項中「第百十四条第二項」を「第百十四条第三項」に改める。

第八章　経済産業省関係

（中小企業信用保険法施行令の一部改正）

第二十六条　中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）の一部を次のように改正する。

第一条の四第十三号中「指名金銭債権（指名債権であつて金銭の支払を目的とするものをいう。以下」を「金銭債権（民法（明治二十九年法律第八十九号）第三編第一章第七節第一款に規定する指図証券、同節第二款に規定する記名式所持人払証券、同節第三款に規定するその他の記名証券及び同節第四款に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権を除く。第一条の七第十四号において」に改め、同条第十四号イ中「明治二十九年法律第八十九号）」を削る。

第一条の七第十四号中「指名金銭債権」を「金銭債権」に改める。

（鉱業登録令及び回路配置利用権等の登録に関する政令の一部改正）

第二十七条　次に掲げる政令の規定中「第四百二十三条」を「第四百二十三条第一項又は第四百二十三条の七」に改める。

一　鉱業登録令（昭和二十六年政令第十五号）第二十条

二　回路配置利用権等の登録に関する政令（昭和六十年政令第三百二十六号）第二十二条

（特許登録令の一部改正）

第二十八条　特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三十一条中「第四百二十三条」を「第四百二十三条第一項又は第四百二十三条の七」に、「添附しなければ」を「添付しなければ」に改める。

第九章　国土交通省関係

（自動車登録令及び航空機登録令の一部改正）

第二十九条　次に掲げる政令の規定中「第四百二十三条」を「第四百二十三条第一項又は第四百二十三条の七」に、「且つ」を「かつ」に改める。

一　自動車登録令（昭和二十六年政令第二百五十六号）第十九条

二　航空機登録令（昭和二十八年政令第二百九十六号）第十五条